

## 「継続工事特約条項」

### (この契約の特則)

第65条 前会計年度までの支払額の合計額が各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下及び契約書において「支払限度額」という。）の前会計年度までの合計額に達しないときは、その差額は当該会計年度の支払限度額に合算するものとする。

2 発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、契約書記載の支払限度額、前払金額及び中間前払金額を変更することができる。

3 前項の規定により変更が行われる場合は、第25条第3項の規定を準用する。

第66条 この契約に基づく前払金については、第35条第1項中「工事完成の時期」とあるのは「工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条第1項中「請負代金額の10分の4以内の前払金」とあるのは「発注者が定める契約書記載の各年度の前払金（第6項及び第7項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。）」と、同条第3項中「請負代金額の10分の2以内の中間前払金」とあるのは「発注者が定める契約書記載の各年度の中間前払金（第6項及び第7項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。）」と、「部分払」とあるのは「部分払（最終の会計年度以外の各会計年度末に請求したものを除く。）」と、同条第4項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「請負代金相当額が請負代金額」とあるのは「請負代金相当額から契約書記載の前会計年度までの支払限度額を10分の10で除して得た額（以下「出来形予定額」という。）の合計額を控除した額が、当該会計年度の出来形予定額」と、同条第5項中「請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金」とあるのは「請負代金額に10分の4（第3項の規定により中間前払金を受けているときは10分の6）を乗じて得た額から契約書記載の前払金額及び中間前払金額の合計額を控除した額について発注者が定める当該年度以降の各年度の額があるときは、その額」と、同条第6項中「受領済みの前払金額」とあるのは「契約書記載の各年度の前払金額及び中間前払金額の合計額」と、同条第6項、第7項及び第8項中「超過額」とあるのは「超過額について発注者が定める当該年度以降の各年度の額のうち受領済みの額」と読み替えてこれらの規定を適用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 発注者が契約会計年度について前払金の支払いを行わない旨を定めたときは、前項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 発注者が契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払いを行う旨を定めたときは、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、次項及び第5項の規定は適用しない。

4 第37条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度末において、前会計年度までの出来形予定額の合計額に達しないときは、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が前会計年度までの出来形予定額の合計額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

5 請負代金相当額が前会計年度末において、前会計年度までの出来形予定額の合計額に達しないときは、その額が当該出来形予定額の合計額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとし、第35条第3項の規定を準用する。

第67条 この契約に基づく部分払については、第38条第1項ただし書中「請求することができない」とあるのは「最終の会計年度以外の各会計年度末を除き、請求することができない」と読み替えてこの規定を適用する。

2 この契約における部分払金は、第38条第6項の規定にかかわらず、次の式により算出した額の範囲内とする。なお、次の式における「出来形超過額」とは、請負代金相当額のうち、当該会計年度までの出来形予定額の合計額を超えた額をいう。

$$\text{請負代金相当額} \times \frac{10}{10} - \left( \begin{array}{l} \text{前会計年度までの} \\ \text{の支払金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該会計年度} \\ \text{の部分払金額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{当該会計年度} \\ \text{の前払金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該会計年度} \\ \text{の} \\ \text{中間前払金額} \end{array} \right) \times \left( \frac{\text{請負代金相当額} - \left( \begin{array}{l} \text{前会計年度までの} \\ \text{出来形予定額} + \\ \text{出来形超過額} \end{array} \right) \text{の合計額}}{\text{当該会計年度の出来形予定額}} \right)$$

3 受注者は、中間前払金の支払いを受けている場合を除き、前項により算出した額と第35条第1項及び第38条第1項により請求済みの額の合計額が、当該会計年度までの支払限度額の合計額を超えたときは、その超えた額を部分払として翌年度に請求することができる。この部分の部分払は、契約書記載の部分払回数には含めないものとする。ただし、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前にこの場合の部分払の支払いを請求することはできない。

4 前条第1項から第4項及び前項の請求については、第9条第5項の規定により監督員を経由して行うと定められたものから除くものとする。

第68条 この契約が漸次消された場合においては、第52条第3項の規定中「第35条の規定による前払金又は中間前払金」は「第66条の規定による前払金」と、「第37条の規定による部分払」は「第58条の規定による部分払」と読み替えてこの規定を準用する。